

# 第二百三回国会衆議院において採択

## された請願の処理経過



第二百三回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百三回国会

二〇〇件

二〇〇件



# 所管府省別目次

(第二百三回国会請願)

一、法務省	ページ
一、厚生労働省	一三
一、外務省	一七



<p>件名</p>	<p>法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第一三四号） 同（第一七五号） 同（第一七六号） 同（第一七七号） 同（第一七八号） 同（第一七九号） 同（第一八〇号） 同（第一八一号） 同（第一八二号） 同（第一八三号） 同（第一八四号） 同（第一八五号） 同（第一八六号） 同（第一八七号） 同（第一八八号） 同（第一八九号） 同（第二三四号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>法務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>法務局、更生保護官署、地方出入国在留管理官署及び少年院については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託に柔軟に応えられるよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>同(第二三五号) 同(第二九八号) 同(第二九九号) 同(第三四五号) 同(第三四六号) 同(第六一二号) 同(第七三六号)</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	



<p>件名</p>	<p>現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願（第一九一号） 同（第二四九号） 同（第二五〇号） 同（第三一七号） 同（第三一八号） 同（第三一九号） 同（第三六五号） 同（第三六六号） 同（第四一六号） 同（第四一七号） 同（第四一八号） 同（第四九四号） 同（第五六七号） 同（第五六八号） 同（第六五一号） 同（第六五二号） 同（第七〇四号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創るため、積極的な就労促進、適正な労働条件の確保及び労働災害の防止等に取り組んでいる。</p> <p>東日本大震災で被災された方々の就労支援等を推進するため、公共職業安定所を通じた就職支援や、産業政策と一体となった雇用面での支援等を、政府を挙げて積極的に取り組んでいる。また、労働条件等に関する相談や解雇・雇止め等への対応、復旧・復興工事に従事する労働者の安全と健康の確保にも取り組んでいる。</p> <p>働き方改革については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の円滑な施行等に取り組んでおり、引き続き、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）に基づき、同一労働同一賃金等様々な施策について着実に実施していく。</p> <p>二 都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所については、これまでも定員の合理化に対応しつつも、必要な体制整備に努めてきたところであるが、今後とも行政需要に的</p>

<p>件名</p>	<p>同（第七〇五号） 同（第七六五号） 同（第七六六号） 同（第八五二号） 同（第九九〇号） 同（第九九一号） 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二〇四号） 同（第二〇五号） 同（第二〇六号） 同（第二〇七号） 同（第二五一号） 同（第二五二号） 同（第二五三号） 同（第二五四号） 同（第二五五号） 同（第二五六号） 同（第二五七号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 腎疾患対策を総合的に実施するため、平成三十年七月に取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」を踏まえ、令和三年度予算において、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修の実施等に係る補助事業費を計上し、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及と対策に必要な人材育成等を推進するとともに、慢性腎臓病診療連携体制を構築するためのモデル事業を引き続き実施する。</p> <p>また、腎疾患政策研究事業において、令和二年度から慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究を開始しており、腎疾患実用化研究事業においては、慢性腎臓病の早期発見、早期治療、重</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二五八号） 同（第二五九号） 同（第二六〇号） 同（第二六一号） 同（第二六二号） 同（第二六三号） 同（第二六四号） 同（第二六五号） 同（第二六六号） 同（第二六七号） 同（第二六八号） 同（第二六九号） 同（第二七〇号） 同（第二七一号） 同（第二七二号） 同（第二七三号） 同（第二七四号） 同（第二七五号） 同（第二七六号）		<p>症化予防等を目的とする研究の推進を図っているところである。</p> <p>二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。このため、要介護認定等により要介護者等と認められた腎臓病患者は、必要な介護サービスを受けることが可能である。</p> <p>三 透析患者に対する通院の支援として、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。</p> <p>施設の整備については、高齢者に関しては、都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金により、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費等の支援を行っており、また、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に関しては、社会福祉施設等施設整備費補助金により、障害者等の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な経費の一部を補助しており、必要な整備を着実に</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二七七号) 同(第二七八号) 同(第二七九号) 同(第二八〇号) 同(第二八一号) 同(第二八二号) 同(第二八三号) 同(第二八四号) 同(第二八五号) 同(第二八六号) 同(第二八七号) 同(第二八八号) 同(第二八九号) 同(第三二〇号) 同(第三二一号) 同(第三二二号) 同(第三二三号) 同(第三二四号) 同(第三二五号)		<p>進めていく。</p> <p>四 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」(平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号)に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークショップの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。令和二年七月豪雨による災害等においては、同ネットワークショップを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めた。</p> <p>また、腎疾患政策研究事業において、令和二年度から慢性腎臓病患者(透析患者等を含む。)に特有の健康課題に適合した災害時診療体制の確保に資する研究を開始した。</p> <p>引き続き、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会と連携するとともに、腎疾患政策研究事業を通じて得られた知見を踏まえ、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 腎臓移植を含めた移植医療の推進に向け、国民への普及啓発に加え、令和三年度予算において、臓器提供施設の整備及</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第三二六号） 同（第三二七号） 同（第三二八号） 同（第三二九号） 同（第三三〇号） 同（第三三一号） 同（第三三二号） 同（第三三三号） 同（第三三四号） 同（第三三五号） 同（第三三六号） 同（第三三七号） 同（第三三八号） 同（第三三九号） 同（第三六七号） 同（第三六八号） 同（第三六九号） 同（第三七〇号） 同（第三七一号）		<p>び連携体制の構築のため、選択肢提示の実施（臓器提供意思の確認）や院内マニュアルの整備等に取り組むとともに、臓器提供事例が多い施設が、当該事例が少ない施設に対して研修等を行う事業を支援するための経費を引き続き計上した。</p> <p>また、再生医療については、令和三年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第四九八号） 同（第四九九号） 同（第五〇〇号） 同（第五〇一号） 同（第五〇二号） 同（第五〇三号） 同（第五〇四号） 同（第五〇五号） 同（第五〇六号） 同（第五〇九号） 同（第五一〇号） 同（第五七一号） 同（第五七二号） 同（第五七三号） 同（第五七四号） 同（第五七五号） 同（第五七六号） 同（第五七七号） 同（第五七八号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第五七九号） 同（第五八〇号） 同（第六五三号） 同（第六五四号） 同（第六五五号） 同（第六五六号） 同（第六五七号） 同（第六五八号） 同（第六五九号） 同（第六六〇号） 同（第六六一号） 同（第六六二号） 同（第六六三号） 同（第六六四号） 同（第六六五号） 同（第六六六号） 同（第六六七号） 同（第六六八号） 同（第六六九号） 同（第六七〇号）		



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第七七一号） 同（第七七二号） 同（第七七三号） 同（第八五三号） 同（第八五四号） 同（第八五五号） 同（第八五六号） 同（第九〇四号） 同（第九〇五号） 同（第九〇六号） 同（第九九二号） 同（第九九三号） 同（第九九四号） 同（第九九五号） 同（第九九六号） 同（第九九七号） 同（第九九八号） 同（第九九九号） 同（第一〇〇〇号）		

<p>件名</p>	<p>同（第一〇〇一号） 同（第一〇〇二号） 同（第一〇〇三号） 同（第一〇〇四号）</p> <p>全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立等に関する請願（第五六〇号） 同（第一〇〇六号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、少子高齢化が急速に進行する中で、社会の担い手を増やし、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが必要と考えている。令和二年十二月に閣議決定した「全世代型社会保障改革の方針」には、後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し等の医療制度改革や、不妊治療の保険適用、待機児童の解消や男性の育児休業の取得促進といった少子化対策等が盛り込まれており、第二百四回通常国会においても、この方針を踏まえて関連法案を提出した。</p> <p>また、政府においては、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を達成するため、消費税率の引上げによる増収分を社会保障の充実・安定化に充てるとともに、その重点化・効率化にも取り組んできたところ。全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を確立するため、引き続き不断の検討を</p>

	件名
	主な所管府省
<p>進める。</p> <p>二 保護者の教育費負担の軽減については、令和元年十月からの幼児教育・保育の無償化に続き、令和二年四月より、年収五百九十万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化や、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を進め、子育てや教育にかかる負担の大幅な軽減を図っている。また、子ども・子育て支援については、令和二年十二月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、保育人材の確保を進めるなど、必要な施策を進めているところであり、引き続き、子ども・子育て支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>高校生への奨学給付金制度については、平成二十六年年度に、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）を創設した。平成二十七年以降、補助対象の拡大や給付額の増額等の制度の拡充を行っている。</p> <p>女性の就労意欲を支援する環境整備については、子育て世代の労働者が、仕事と子育てを両立できるよう、育児休業等</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

<p>件名</p>	<p>筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願（第六九三号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>の両立支援制度の定着促進を図るとともに、令和元年五月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）において、事業主に対し女性活躍の推進に関する計画的な取組を広く促すため、管理職比率等の自社の課題に基づいた目標等を定める一般事業主行動計画の策定義務付けの対象を拡大するなど、様々な取組を総合的に進めている。</p> <p>若者の就労支援については、新規学卒者等の方々に対しては新卒応援ハローワーク、フリーターの方々に対してはわかものハローワーク等において、担当者制による職業相談等、個々のニーズに即したきめ細かな就職支援を実施している。</p> <p>筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）は、神経系、免疫系、内分泌系等の全身の機能に異常が生じる複雑な病態であり、世界的にもいまだ明確な病因・病態が解明できていない状況であると承知している。</p> <p>そのため、まずは病因・病態の解明が必要であるところ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の行う障害者対策総合研究開発事業において、診療・研究ネットワークの</p>

<p>件名</p>	<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願（第九八〇号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>構築や血液診断法の開発に向けた研究を行ってきたところである。引き続き、必要な研究を進めてまいりたい。</p> <p>一 政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対し、後援及び担当官による行政報告等を行っているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や平成二十一年九月に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において取りまとめた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>また、平成二十七年から「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>これらの取組に加え、平成二十六年三月に策定した「良質</p>

	件名
	主な所管府省
<p>かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号)において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各地方公共団体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

<p>件名</p>	<p>北方領土返還促進に関する請願（第一一 一号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>外務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>北方領土問題については、これまで戦後七十年以上にわたり議論されてきたが、いまだにこの問題が解決されていないことは誠に遺憾である。</p> <p>政府としては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシア連邦政府との間で精力的に交渉を行ってきたところである。</p> <p>令和二年九月の日露首脳電話会談において、菅総理とプーチン・ロシア連邦大統領は、安倍前総理とプーチン大統領が平成三十年十一月のシンガポールでの首脳会談で「一九五六年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。また、令和二年十月の日露外相電話会談において、茂木外務大臣とラヴロフ・ロシア連邦外務大臣は、平和条約交渉、航空機墓参を含む四島交流等事業、北方四島における共同経済活動、経済、人的交流等様々な分野での日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。</p> <p>政府としては、今後とも政治対話を重ねつつ、幅広い分野で日露関係全体を国益に資するよう発展させていく。その中で、北方領土問題について、次の世代に先送りすることなく終止符</p>

	件名
	主な所管府省
<p>を打つべく、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針に基づき、引き続き、粘り強く交渉に取り組んでいく考えである。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>